

介護保険の実務（令和6年度版） 追補

（令和7年3月・社会保険研究所）

以下の政令により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。（令和7年4月1日施行）

・介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年1月22日 政令第11号）

頁	箇所	現 行	改定後	
107	上から1行目 表・第1段階～第5段階「対象者」欄	他の合計所得金額の合計額が年間80万円以下の者	他の合計所得金額の合計額が年間80.9万円以下の者	
		対 象 者	対 象 者	
		・生活保護受給者	・生活保護受給者	
		・市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者	・市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者	
		・市町村民税世帯非課税かつ本人年金収入等80万円以下	・市町村民税世帯非課税かつ本人年金収入等80.9万円以下	
		市町村民税世帯非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	市町村民税世帯非課税かつ本人年金収入等80.9万円超120万円以下	
		市町村民税世帯非課税かつ本人年金収入等120万円超	市町村民税世帯非課税かつ本人年金収入等120万円超	
108	上から3行目	計所得金額の合計額が年間80万円超120万円以下の者等で、(1)に該	計所得金額の合計額が年間80.9万円超120万円以下の者等で、(1)に該	
	下から8行目	得金額の合計額が年間80万円以下の者等で(1)～(3)に該当しない	得金額の合計額が年間80.9万円以下の者等で(1)～(3)に該当しない	
153	表・「対象者」欄等	段 階	段 階	
		対 象 者	対 象 者	
		新第1段階 (旧第1・第2段階)	・生活保護被保護者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の者 ・境界層該当者	新第1段階 (旧第1・第2段階) ・生活保護被保護者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円 [※] 以下の者 ・境界層該当者
		新第2段階 (旧特例第3段階)	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円超120万円以下の者 ・境界層該当者	新第2段階 (旧特例第3段階) ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円 [※] 超120万円以下の者 ・境界層該当者
		【略】	【略】	【略】

※令和7年4月1日より80.9万円